

平成30年度 ないえ福祉会 事業計画

事業方針

平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定案が平成30年2月5日付で掲載されました。報酬の改定率は+0.47%と全体的にはプラス改定となる見込みとなっています。法人が関係する各事業の主な改定内容としては、入所、共同生活援助で障がい者の重度化・高齢化を踏まえた改定となっており、具体的には、看護師や夜勤者を複数配置することを評価するなどといった内容となっています。また、就労移行、就労継続支援B型では一般就労の定着実績や平均工賃額に応じた報酬とするようになっています。

平成22年の新体系移行以来、利用者の支援という意味では変わりませんが各事業それぞれの目的に沿ったサービスを行ってきました。平成30年度からは今以上に目的に沿ったサービス提供が求められるよう報酬も改定されています。各事業で制度等の変化に対応できるよう事業の拡大や見直しを行い、職員の意識改革等を行っていきたいと思います。また、事業の拡大等が求められる一方で人材不足が大きな課題となっています。ないえ福祉会でも30年度の新卒職員の応募はありませんでした。教育実習生等の積極的な受入れ学校や学生への働きかけなどにも力を入れていきたいと思います。

中・長期計画

(1)入所事業

- ・経過措置期間である一人部屋の改修とナースコールの設置に向けた調査研究
- ・本体施設屋上の防水工事
- ・非常用自家発電機の設置
- ・入所施設の太陽光発電等の設置検討
- ・入所施設建て替えに向けた積立
- ・本体施設浄化槽のかさ上げ工事

(2)就労事業

- ・就労継続B型事業の2事業所への分離
- ・新たな多機能型の検討
- ・作業場周りの舗装工事
- ・椎茸ハウスの整備等の更新
- ・椎茸培養室のエアコン設備

(3) グループホーム事業

- ・新法に則した「日中サービス型共同生活援助事業」の基盤整備作り
- ・新たなホーム建設等のための土地取得とホームの建設
- ・職員事務所（GH・居宅用）の建設

(4) 居宅介護事業

- ・登録ヘルパー増員
- ・車両の更新

具体的事業

1. ハード面の事業について

施設やホーム整備は、高齢化や快適な居住を実現するために整備・修繕を行っていきます。また、昨年度の災害に備えて災害に強い施設づくりを目指していきます。車両の更新や法律改正に伴う整備も計画的に進めてまいります。

- (1) 道有地の取得について
- (2) 旧みどり荘の取り壊し
- (3) 新ホームの建設（新みどり荘）
- (4) ぽぷら館の移設又は取り壊し
- (5) 駐車場の舗装
- (6) GHききょうのスプリンクラー設備
- (7) 各ホーム設備の修繕
- (8) 椎茸ハウス1棟のビニール張り替え

2. ソフト面の事業について

人材確保が年々厳しさを増しています。人材確保と現在いる職員の処遇向上のために人事考課制度の導入を検討し、個々の能力を評価し、それぞれの処遇に結び付けてやる気をさらに向上させていきたいと思えます。

- ・部外講師による一年に一度は事業所内研修会を実施する。（役員・職員・保護者等）
- ・職員のスキルアップのための他事業所との職員交流

3. 日中活動系事業について

現在、就労移行事業と就労継続事業を多機能で展開してありますが、サビ管資格が取れ次第、就労移行事業を分離独立させます。また、就労移行事業には、新しく「就労定着支援事業」の創設が今年度から始まりましたので、サビ管資格を取得したらすぐに新事業を立ち上げたいと考えています。もともと就労移行は、有期限（2～3年）で利用者が一般就労したら、その後のフォローアップを就労定着支援事業で補うこととなります。

B型事業は、報酬改定で工賃によって報酬単価が決められることとなり、28年度実績の平均工賃は9,604円でした。29年度は、28年度の収穫量・収益を上回ることとなり工賃も1万円を超えることとなります。しかし、更なる工賃向上を目指していかなければなりません。職員にも工賃アップの大事さが定着してきています。洗濯作業も軌道に乗ってきているので、その他の作業でも収益を上げられるものがないか研究・開発していきたいと思っています。

生活介護では、29年度、退所者が1名、新規利用者が1名、すまっしゅから移動してきた2名を受入れ現在、40名の定員に対して47名の利用者となっています。日中活動では、継続してきた嚙下体操のほかに高齢利用者に対しての体操等を取り入れ活動を行ってきました。7月には、誤嚥性肺炎を繰り返し急激な身体能力の低下により、特別養護老人ホームへ移行した利用者もいました。次年度についても引き続き、高齢利用者に対しての活動等の見直し、重たい障がいを持つ利用者への支援技術の向上等に力を入れていきたいと思っています。

4. 施設入所支援事業について

施設入所支援では、男性利用者が7月に特別養護老人ホームへ移行した為、現在40名定員に対し、39名となっています。29年度中に砂川市立病院や他の事業所の体験等を行いました。定員を埋めるには至っていません。

平成27年から職員の支援技術の向上等を目的に計画的に進めてきた強度行動障害研修への参加ですが、受講者が増えてきたことにより実際の支援が報酬の加算へと繋げられるようになってきました。30年度中には、空き定員を埋め、これまで行ってきた利用者への個別の支援等を報酬に繋げられるよう職員への指導や支援の調整などを行っていききたいと思っています。

5. 居宅系事業について

① 共同生活援助事業

ホームを利用している入居者について、高齢化や障がいが重くなってきています。現在利用しているホームでも支援頻度の高まりからアルク・フピの2つのホームの需要が高くなってきています。今年度は、新しいホーム建設をきっかけに人間関係にも配慮しつつ入居者のホーム間移動を行っていきます。平成30年度からスタートする新しい事業「日中サービス型共同生活援助事業」の創設を将来的に目指していきます。また、消防法上では違反となっていませんが、アルク・フピ以外のホームにもスプリンクラーを計画的に設備していきます。

② 短期入所事業

短期入所事業については、30年度の報酬改定で利用日数の適正化を目的とし利用日数の上限設定や年間利用日数の基準などが設けられる予定となっています。現在1名の利用者が長期の利用となっている為、この改定の影響を受ける可能性があります。制度の変化に注意をし、GH等への移行などを行っていきたいと思います。また、今後の短期入所の利用者に影響が出ないよう職員が制度の変化を理解し、事業を進めらるようになりたいと思います。

③ 居宅介護事業

居宅介護事業は、行動援護・同行援護また、介護保険の訪問介護等の事業を展開してきましたが、現状の常勤職員を雇用した場合に人件費を含める利益を上げることが極めて難しい実情です。現在、常勤職員3名と非常勤ヘルパーで運営していますが、今年度は常勤職員を1名減らして、非常勤ヘルパーを増やしていき事業存続に力を注ぎます。